

VI 飼料生産拠点育成事業

(I) 飼料生産拠点育成推進事業

第1 趣旨

要綱別表6のIの飼料生産拠点育成推進事業（以下（I）において「推進事業」という。）の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 飼料自給率向上協議会

1 推進事業に係る要綱別表6のIの事業実施主体の欄の生産局長が別に定める飼料自給率向上協議会（以下（I）において「協議会」という。）が満たすべき要件は次に掲げるとおりとする。

(1) 市町村、農業関係機関（都道府県出先機関、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、農業委員会等）、生産者、本事業における取組に参加する飼料生産受託組織、TMRセンター、流通業者、研究者、経営管理等に関する各種専門家等により協議会が構成されていること。

このうち、市町村は必須の構成員とする。なお、協議会の範囲が複数の市町村にまたがる場合には、該当する全ての市町村を構成員とする。

(2) 推進事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

(3) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 協議会は、必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

第3 飼料自給率向上プログラム等

1 飼料自給率向上プログラムの策定

事業の実施に当たり、協議会は一定の生産規模を有する産地を地区単位として、生産技術力の強化、販売企画力の強化、人材育成力の強化その他の取組を内容とする飼料自給率向上プログラム（以下「プログラム」という。）を別記様式1号により策定するものとする。

また、要綱別表6のIの補助要件の欄の1の生産局長が別に定める内容とは、飼料自給率等の成果目標、事業実施期間、飼料作物生産・利用の現状及び目標、事業の実施方針、年度活動計画、活動評価及び改善の内容その他別記様式第1号に掲げる項目とする。

2 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施期間は、新規にプログラムの承認を

受けた年度から翌々年度までの3年間以内とする。ただし、第8の1の(1)のオの取組については、1年間限りとする。

3 事業の成果目標

- (1) 推進事業及び要綱別表6のⅡの農畜産業機械等リース事業（飼料生産拠点育成型）（以下（Ⅰ）において「リース事業」という。）の成果目標については、本事業を実施する地区における飼料自給率の増加目標及び飼料作物の産地収益力の増加目標（飼料作物生産額の増加目標額及び生産コストの縮減目標額を合計したもの）を指標として設定するものとする。
- (2) 要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標の目標年度は、新規にプログラムの承認を受けた年度の4年後とする。

4 プログラムの承認

- (1) 協議会は、1により策定したプログラムを地域センターを経由して地方農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 既にプログラムの承認を受けて、推進事業に取り組んでいる産地において、推進事業の2年目又は3年目に、リース事業又は推進事業の取組を追加して実施しようとする場合には、協議会はプログラムを変更し、成果目標を上方修正しなければならない。
- (3) プログラムの変更は、(1)に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引き下げを伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。

第4 事業実施計画

- 1 協議会は、要綱第5の1の(1)に基づき推進事業の事業実施計画（以下「推進事業計画」という。）を、別記様式第2号により作成するものとする。
- 2 1の推進事業計画は、次の要件を満たすよう作成するものとする。

酪肉近代化基本計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第1項に定める市町村計画をいう。）、地域水田農業ビジョン（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第3の2に規定する地域農業水田ビジョンをいう。）等事業実施市町村を対象とした地域の振興を図る他の計画等との整合が図られていること。

- 3 要綱第5の1の(3)の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 要綱別表6のⅠの事業内容の欄の1の取組の中止又は廃止
 - (2) プログラムの変更に伴う推進事業計画の変更
 - (3) 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

第5 事業の承認及び着手

1 地方農政局長の承認

- (1) 地方農政局長は、次の要件を全て満たす場合に限り、要綱第5の2の推進事業計

画の承認を行うものとする。

ア 要綱別表 6 の補助要件の欄に掲げる要件を全て満たしていること。

イ 推進事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること及び飼料自給率の増加目標の増加ポイントが 1 % 以上であること。

ウ 飼料生産性の増加目標額（飼料作物の農業産出額の増加目標額及び生産コスト縮減相当額）を成果目標の達成のために必要となる産地の事業費で除した数値が全国的見地から見て高いと認められること。

(2) 地方農政局長は、(1) により推進事業計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける協議会に対し、別記様式第 6 号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の協議会に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

(3) 地方農政局長は、リース事業の事業実施計画の承認の通知と併せて、(2) の承認の通知を行うものとする。

2 事業の着手

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、協議会は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第 3 号により、地方農政局長に提出するものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、協議会は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、協議会は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、協議会は、交付決定前に事業に着手した場合には、交付要綱第 4 の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 地方農政局長は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう協議会を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第 6 事業実施状況の報告

1 要綱第 6 の 1 に基づく事業実施状況の報告は、プログラム承認年度から目標年度の前年度までの間、別記様式第 4 号により、報告に係る年度の翌年度の 7 月末日までに行うものとする。

2 地方農政局長は、1 の事業の実施状況報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、協議会に対し、成果目標の

達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第7 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく協議会による事業評価及びその報告は、別記様式第5号により行うとともに、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に規定する協議会の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けた取組の実施状況に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、協議会に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長は、要綱第7の1により報告を受けた事業評価の内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第7号によりその評価を行うものとする。
なお、検討会の開催にあたり、事業評価の内容を確認するとともに、必要に応じ協議会から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。
- 4 地方農政局長（生産局長を除く。）は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式第7号により行うものとする。
- 6 目標年度において、以下のいずれかに該当する場合、地方農政局長は当該協議会に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第8号により提出させるものとする。
 - (1) 成果目標が達成されていないと判断される場合
 - (2) リース事業により導入した機械の利用率又は稼働率のうちいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合
- 7 地方農政局長は、6により協議会を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、当該取組終了後、協議会に対し再度事業評価を報告させるものとする。

第8 事業の内容

- 1 要綱別表6のIの事業内容は次のとおりとする。
 - (1) 地区推進の事業内容
協議会は、事業実施期間中、次のアに掲げる項目について、毎年度検証し、飼料自給率の向上に向けた取組を着実に推進するとともに、次のイからオまでに掲げる取組のうち、少なくとも毎年一つ以上の取組を実施するものとする。
 - ア 本事業の推進に当たり毎年実施すべき検証項目
 - (ア) プログラム内容や事業実施計画の妥当性
 - (イ) 飼料自給率の向上に資する地域資源（もの、人及び情報）の探索や活用状況
 - (ウ) 飼料自給率の動向
 - (エ) 共同利用施設・機械の効率的な利用に係る体制のあり方

(オ) 本事業による取組内容や成果を広く周知するための手段

イ 自給飼料及び自給飼料を活用した畜産物の品質調査等による自給飼料の品質・収量改善の取組

自給飼料生産拠点の自給飼料の生産状況及び畜産物の品質調査を実施し、自給飼料の品質・収量の改善、取引価格の向上及び流通量の拡大を図る取組を実施する。

ウ 需要者理解醸成に関する取組

生産拠点における自給飼料及び自給飼料を活用した畜産物に対する需要者理解の醸成のための需要者ニーズ調査、シンポジウムの開催等を実施する。

エ 人材育成力強化に関する取組

飼料生産組織の経営の高度化、TMRの調製・供給、自給飼料の広域流通、放牧の推進を担う者を対象とした税制、経理手法等に関する研修等、経営感覚や生産技術に優れた生産者を育成するための取組を実施する。

オ 放牧拡大推進の取組

次の要件をすべて満たす者が、策定された計画に基づく放牧の拡大を図るために必要な家畜運搬体制または家畜の衛生管理体制等の確立を図るための取組を実施する上で必要な経費への支援を実施する。

(ア) 事業開始前年と比較して、放牧により活用する面積又は放牧家畜（牛に限る）の頭数もしくは日数が拡大し、かつ、飼料自給率の向上が見込まれること。

(イ) 放牧により活用する総面積が、おおむね0.5ha（北海道にあっては1ha）以上であること。

(ウ) 放牧により活用する大家畜の総頭数が5頭（北海道にあっては10頭）以上であること。

(エ) 適正な放牧面積及び頭数を確保し、原則として年間60日以上放牧を行うこと。

(2) 基本的な取組の実施基準及び補助対象

要綱別表6のIの補助要件の欄の6の生産局長が別に定める基準は、次に掲げるとおりとする。

ア (1)のイの自給飼料及び自給飼料を活用した畜産物の品質調査等による品質・収量改善の取組において補助対象とする経費は、地域の自給飼料の生産状況調査費、畜産物、粗飼料及び土壌の分析費、自給飼料及び畜産物の価格調査並びに需要者ニーズの把握のための調査等品質・収量改善のために必要となる経費であること。

イ (1)のウの需要者理解醸成に関する取組において補助対象とする経費は、生産者と実需者（畜産物の消費者を含む。）との交流に必要なシンポジウムの開催及び外部講師を招へいするための旅費等需要者の理解醸成を図るために必要となる経費であること。

ウ (1)のエの人材育成力強化に関する取組において補助対象とする経費は、税制等に関する外部講師を招へいするための旅費及び謝金、技術講習会を開催する

ための会場借料、資料作成費等並びに当該産地において人材育成を強化するために必要となる経費であること。

エ (1) のオの放牧拡大推進の取組において補助対象とする経費は、家畜運搬、衛生管理、放牧資材リース料、保険料等の放牧を拡大推進するために必要な経費であること。

2 推進事業において補助対象となる経費は、推進事業に直接要する別紙1の経費であって推進事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その整理にあたっては、別紙1の費目ごとに経費を整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うこととする。

また、次の取組は補助対象としない。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け又は受ける予定となっている取組
- (2) 飼料自給率の向上を主目的としない取組
- (3) 特定の個人又は法人の資産形成若しくは販売促進につながる取組
- (4) 畜産物の生産費補てん（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）、販売価格支持又は所得補償
- (5) 販売促進のためのPR活動に資するポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

第9 他の施策との関連

1 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体は、第8の1の(2)のエの事業を実施する場合は「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、事業参加者から点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営の確保

第8の1の(2)のエの事業の事業参加者のうち配合飼料を購入している畜産農家等及び当該畜産農家等を構成員としている者（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にあつては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、推進事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

別紙 1

飼料生産拠点育成推進補助対象経費

飼料生産拠点育成推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な「試験・調査」に係る備品及び放牧関連機器等の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、協議会による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場、放牧関連機器等の借り上げ経費	
	保険料	放牧事業を実施するに当たり、周囲に損害を与えた場合の保険料	
	印刷製本費	事業を実施するために	

		直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・ 原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額の物品の経費 ・ C D－R O M等の少額の記録媒体 ・ 試験等に用いる少額の器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工、運搬等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 支払が翌年度となる場合
3. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(Ⅱ) 農畜産業機械等リース事業（飼料生産拠点育成型）

第1 趣旨

要綱別表6のⅡの農畜産業機械等リース事業（飼料生産拠点育成型）（以下（Ⅱ）において「リース事業」という。）の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 リース事業の内容

1 本事業は飼料生産組織の経営の高度化を図るのに必要な機械、TMRセンターの整備に必要な機械及び国産粗飼料の広域流通を図る者が広域流通拠点の整備に必要な機械のリース導入を行う取組を支援する2から4までの事業とする。

2 飼料生産組織経営高度化支援

飼料生産組織が、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する経営の高度化の取組を行う場合に必要な機械のリース導入を支援するものとする。

- （1）事業実施前年度において法人格を有していない組織であって、事業開始年度内に法人化を図ること。
- （2）原則として、事業実施年度の作業面積が、直近年度又は直前年度から過去3カ年の平均と比較して、20ヘクタール（北海道にあっては40ヘクタール）以上拡大すること。
- （3）（1）及び（2）と同等以上の経営の高度化の取組として、協議会が地方農政局長の承認を得たもの。

3 TMRセンター整備

牛用の飼料であって、地域の自給飼料を活用したTMR（完全混合飼料）の生産・供給を行う組織が、次の全ての要件に該当する取組を行うのに必要な機械の整備を支援するものとする。

- （1）TMR原料となる粗飼料のうち国産飼料の占めるTDN重量の割合が「酪農及び肉用生産の近代化を図るための基本指針」の基準年（平成20年度）における全国の粗飼料自給率の数値（79%）を上回るとともに、受益者全体の粗飼料自給率（TDNベース）の目標自給率－現状自給率（事業実施の前年度の粗飼料自給率）で求めるポイントが次に定める値以上増加すること。

- | | | |
|---|-------------------------|--------|
| ア | 現状値が80%未満・・・・・・・・・・ | 5ポイント |
| イ | 現状値が80%以上～85%未満・・・・・・・・ | 4ポイント |
| ウ | 現状値が85%以上～90%未満・・・・・・・・ | 3ポイント |
| エ | 現状値が90%以上～95%未満・・・・・・・・ | 2ポイント |
| オ | 現状値が95%以上・・・・・・・・・・ | 増加すること |

- （2）TMR原料となる国産粗飼料に占める地域内で生産された粗飼料の割合（TDNベース）が1／2以上であること。

4 粗飼料広域流通拠点整備

国産粗飼料について、広域流通を図る者が広域流通拠点の整備を行う場合に必要な機械の整備を支援するものとする。

ただし、事業計画において、収集した国産粗飼料の概ね1／2以上について、市町村の範囲を越える流通であって、かつ、道のりで30キロメートル以上の流通が計画されている場合に限る。

第3 事業実施計画

1 リース事業計画の内容

リース事業を実施しようとする要綱別表6のⅠの飼料生産拠点育成推進事業（以下（Ⅱ）において「推進事業」という。）の事業実施主体は、要綱第5の1の（1）に基づき、次に掲げる事項を内容とするリース事業の事業実施計画（以下（Ⅱ）において「リース事業計画」という。）を作成するものとする。

- （1）導入する農業機械に係る事項
- （2）機械を賃借する農業者等（以下「機械利用者」という。）に係る事項
- （3）機械の利用計画に係る事項
- （4）機械に係るリース料及び当該リース料におけるリース物件価格の見込額並びにリース助成金の申請額に係る事項
- （5）その他リース事業の実施に当たり必要な事項

2 リース事業計画の重要な変更

要綱第5の1の（3）の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- （1）事業の中止又は廃止
- （2）事業実施主体の変更
- （3）機械又は機械利用者の変更
- （4）事業費又は事業量の3割を超える変更

第4 事業の実施基準

1 機械利用者及び対象農業機械の範囲

機械利用者及び要綱別表6のⅡの事業内容の欄の農業機械の範囲は、別表1に定めるものとし、当該機械が有する生産性の向上、飼料作物及び畜産物の品質の向上等の効果の発現を通じて飼料自給率向上プログラムに定められた成果目標の達成に寄与することが認められるものとする。

（1）対象機械の利用条件

リース事業計画に定める対象機械の利用面積は、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の2に基づき農林水産大臣が定めた高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針に即して、同法第5条の3に基づき都道府県知事が策定した特定高性能農業機械の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）に定めた利用規模の下限面積を満たすものであること。ただし、導入計画に定められていない農業機械を導入しようとする場合においては、当該事業実施主体が所在する都道府県からの情報を得て、地方農政局等においてこれを判断するものとする。

2 リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械利用者と当該機械利用者が導入する対象機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の２者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （１）第５の２により承認されたリース事業計画に記載された機械利用者及び対象機械に係るものであること。
- （２）リース事業者及びリース料が第５の３により決定されたものであること。
- （３）リース期間が４年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数以内であること。
- （４）国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものであること。

３ リース料助成金の額

リース料助成額の計算方法

要綱別表６のⅡの補助率の欄に掲げる生産局長が別に定める額（以下「リース料助成額」という。）は、対象機械ごとに次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第３位の数字を四捨五入して小数第２位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1/2以内

イ リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2以内

第５ 事業実施手続等

１ リース事業計画の作成及び提出

- （１）事業実施主体は、あらかじめ別表１を例として機械リース計画の様式を作成し、リース料助成金を受けようとする機械利用者に必要事項を記入させた上で、必要な書類を添えて提出させ、記入内容等について確認するものとする。
- （２）事業実施主体は、（１）の内容を踏まえて第４の３に定めるリース料助成額を計算し、別記様式第１号によりリース事業計画を取りまとめた上で、地域センターを経由して地方農政局長に提出するものとする。

２ リース事業計画の承認

- （１）地方農政局長は、この要領に掲げる基準等を全て満たし、一体的に実施する推進事業の事業実施計画の承認が見込まれる場合、リース事業計画の承認を行うものとする。
- （２）地方農政局長は、（１）の承認を行う場合には、別記様式第３号により当該計画を提出した事業実施主体に対し承認する旨の通知を行うとともに、その他の事業実施主体に対しては、別記様式第３号により承認しない旨の通知を行うものとする。
- （３）地方農政局長は、（２）の承認の通知に当たっては、推進事業の事業実施計画の承認と併せて、通知するものとする。

３ リース事業者等の決定

事業実施主体は、交付決定後にリース事業者が機械を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。当該決定に際しては、事業実施主体は、事業実施主体及び事業実施主体の構成組織又は機械利用者と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

4 交付決定前の事業着手

地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により、地方農政局長に提出するものとする。地方農政局長は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となった後に着手するものとし、交付決定を受けるまでに生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、交付決定前に着手した場合、事業実施主体は、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

5 助成金の支払

事業実施主体は、3の入札結果及びリース契約に基づき機械が機械利用者に導入された場合であって、当該機械利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、第4の3により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該機械利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該機械利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

6 補助金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る補助金を、事業実施主体に滞留させることなく、機械利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体は本事業に係る補助金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

7 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、リース期間中にあっては、リース契約書等関係書類の管理を行うとともに、機械利用者に対して適正な利用が行われるよう指導し、事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施主体は、関係書類の整備、機械の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

8 助成金の返還等

地方農政局長は、事業実施主体に交付したリース事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は

事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、本事業において導入した機械が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、事業実施主体が、事業開始年度から目標年度の前年度において、当該年度における事業の実施状況を、一体的に実施する推進事業の規定により、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

ただし、リース事業の1年目であって、当該事業実施主体が行うすべての機械について利用実績がない場合は、その旨の報告を行うものとする。

- 2 地方農政局長は、リース事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第7 事業の評価

リース事業の評価は、各地区の推進事業の評価と一体的に行うものとする。

第8 他の施策との関連

- 1 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、事業参加者から点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

- 2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営の確保

本事業の事業参加者のうち配合飼料を購入している畜産農家等及び当該畜産農家等を構成員としている者（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にあつては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、リース事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

別表1 リース事業 ((Ⅱ) の第4関係)

事業種類	事業内容			機械利用者
農畜産業機械等リース事業 (飼料生産育成型) 1 飼料生産組織経営高度化支援 2 TMRセンター整備 3 粗飼料広域流通拠点整備	事業の対象は次のとおりとする。			
	1 リース方式による以下の機械の導入。			
	区 分	内容（助成対象機械）		
		北 海 道	都 府 県	
	1 飼料播種機械	牧草播種機（複合作業機を含み、乗用トラクター用で、条播きにあつては、12条播き以上のものに限る。） 追播種機 とうもろこし播種機（複合作業機を含み、乗用トラクター用で、4条播き以上のものに限る。）		1 本事業の機械利用者は次のいずれかに該当する者とする。 (1) 農業協同組合及び農業協同組合連合会 (2) 公社（地方公共団体等が構成する法人をいう。以下同じ。） (3) 農事組合法人 (4) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第2項に規定する法人をいう。以下同じ） (5) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であつて、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。 (6) 特定農業団体 (7) 農業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成17年第86号）第575条第1項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。）であつて、次のアからウまでの要件に適合するもの。 ア 農業を主たる事業として営んでいること。 イ 株式会社にあっては、株主の総数が50人以下であつて、公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社を
	2 収穫・調製用機械	モアコンディショナー及びヘイコンディショナー(乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.8メートル(肉用牛を対象とするものにあつては、1.6メートル)以上のものに限る。)	モアコンディショナー及びヘイコンディショナー（乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.6メートル以上のものに限る。）	
	フォレージハーベス	フォレージハーベスタ		

ター（乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.5メートル以上のユニット型のもの又はコーン専用機に限る。）	ー（乗用トラクター用又は自走式のものに限る。）
テッダー、レーキ、テッダーレーキ（乗用トラクター用で、作業幅4.0メートル以上のものに限る。）	テッダー、レーキ、テッダーレーキ（乗用トラクター用で、作業幅3.3メートル以上のものに限る。）
ロールベラー（ピックアップ幅1.2メートル以上のロール型、細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラー又は汎用型飼料収穫機に限る。）	ロールベラー（ピックアップ幅1.0メートル以上のロール型、細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラー又は汎用型飼料収穫機に限る。）
梱包解体機、運搬機（積載量1.5トン以下のロードワゴンを除く。） 梱包格納用機械 サイレージ取出機、積込機（フロントローダー、ホイールローダー及びこれらに装着する飼料作物積込アタッチメントに限る。） 飼料攪拌機（乗用トラクター用又は自走式の	

いう。）でなく、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。

ウ 持分会社にあっては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること。

(8) 農業を営む個人が構成員となっている団体であって、次のア及びイの要件に適合するもの。

ア 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること。

イ その規約が次に掲げる次に掲げる要件の全てに該当していること。

(ア) 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。

(イ) 意志決定の機関及びその方法について定めがあり、意志決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

(ウ) 収支計算書、会計帳簿を作成している等の財務及び会計に関する必要な事項を明らかにしていること。

(9) 土地改良区

(10) 農業者

(11) その他生産局長が認める団体

	ものに限る。） 稲わら収集機 アンモニア処理機
3 その他	家畜ふん尿土壌還元用機械（乗用トラクター用又は自走式の家畜ふん尿散布機）

※1 家畜ふん尿土壌還元用機械が助成対象となるのは、飼料生産組織経営高度化支援、TMRセンター整備に限る。

- 1) 積込機のうち飼料作物積込アタッチメントのみを導入する場合は、他の飼料作物収穫機械と併せて導入し、一連の収穫作業体系を確立する場合に限り、補助対象とする。
- 2) 本表の運搬等の機械には汎用のあるトラック等は含まないものとする。
- 3) その他、本事業の対象の機械は、農業用機械施設の補助対象範囲の基準について（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農蚕園芸局等連名通知）において、補助の対象範囲にされた機械を含むものとする。
- 4) 当事業によりリース導入された飼料生産機械については、飼料作物以外の作物生産に要する場合、飼料生産に支障を生じない範囲でその利用を可能とする。